

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度 に係る検討会における議論の状況について（報告）

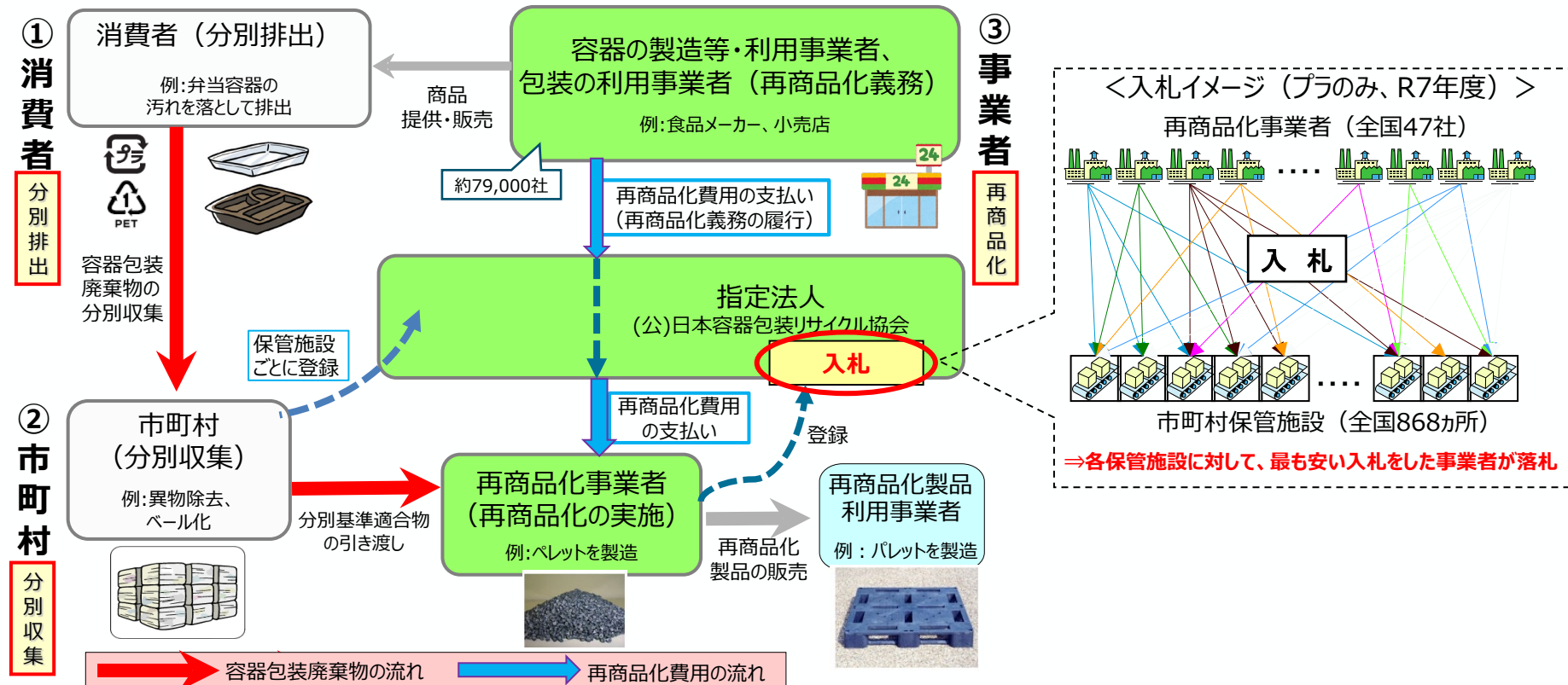
経済産業省 環境省

2026年10月5日（月）

容器包装リサイクル法の概要

(平成7年6月公布、平成12年4月完全施行；平成18年改正)

- 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 具体的には、リサイクル業務を司る指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。



プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会における検討状況①

収集量と処理能力の切迫への対応、社会変化に対応した適切な再商品化費用を実現し、再商品化の量・質の拡大向上、再生材利用の一層の促進を図るため、プラスチック製容器包装・分別収集物の入札制度について以下のとおり見直しを行う

背景 … 現状の容器リサイクル法の入札制度においては、以下の課題を抱えている

短期的課題 ⇒ **収集量と処理能力の切迫への対応、物価高騰を迅速に反映する必要がある**

中期的課題 ⇒ **高度な品質の再生プラスチックの供給力を強化する必要がある**

【令和8年度以降】

- 効率的な再商品化及び適切な競争環境を確保するため、材料リサイクル事業者の処理能力を材料リサイクル優先枠含め最大限活用する方式に改める（総合的評価方式の見直し、材料リサイクル優先枠の一本化（安定枠の廃止））
- その上で、材料リサイクル優先枠と一般枠双方の競争倍率を確保するため、材料リサイクル事業者各社の材料リサイクル優先枠での最大落札可能量を処理能力の70%とする（残りの30%は一般枠で入札が可能となり、落札可能量を100%活用できる）
- 上記変更を踏まえ、令和8年度は総合的評価方式の現行評価項目を材料リサイクル優先枠の参加要件として活用することで、材料リサイクル優先枠事業者としての質を確保する。（令和9年度以降は、結果を踏まえながら、総合的評価方式の評価項目見直しを含めて柔軟に検討していく。）
- 以上に伴い、厳格な上限価格を適切な上限価格に改める

【令和9年度以降】

- 材料リサイクル・ケミカルリサイクルのジョイントでの入札を可能とする
- 再生材利用の高度化を図るため、「特定高品質再生材供給推進枠」を創設し、要件を満たす再商品化事業者について、導入初年度は3万トン（全体の約5%）から始め、段階的に拡大していき、令和14年度までに最大10万トン程度まで（材料リサイクル優先枠・一般枠から等分捻出）を優先的に割り当てる。

※制度の詳細は引き続き検討し、関係者のニーズを踏まえつつ運用開始までに固める

プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会における検討状況②

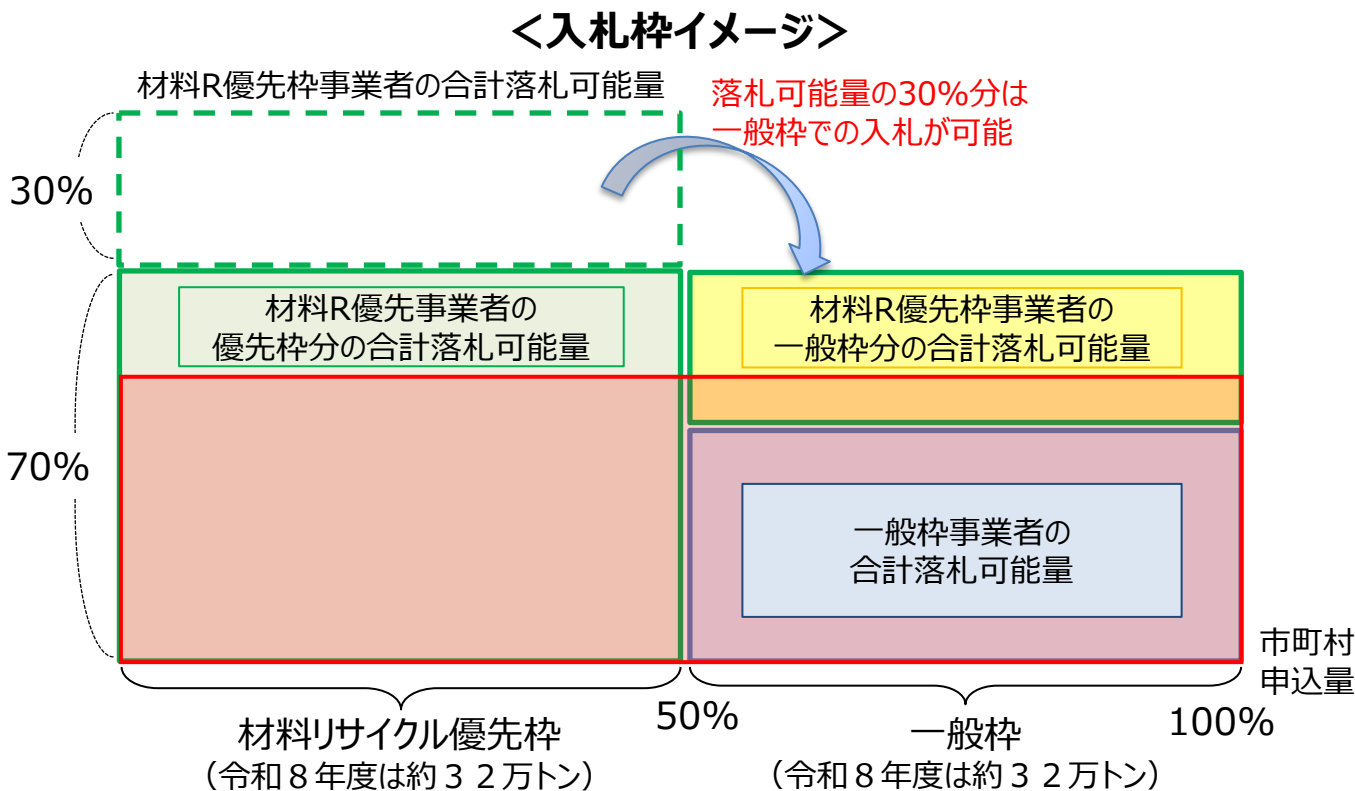
- ・2025年 9月 1日 第1回検討会
- ・2025年10月 9日 第2回検討会
2025年度中に安定枠の廃止、総合的評価方式活用及び厳格な上限価格の見直しを実施。
- ・2026年 4月 1日 第3回検討会
- ・2026年 5月21日 第4回検討会
- ・2026年 8月31日 第5回検討会

課題	取組方針	達成すべき事項	達成方法		将来的に 目指す姿
			短期（競争）	中長期（協調）	
1. 事業者の成長機会 阻害に係るご意見	再商品化 事業者の 成長機会 の確保 （廃棄物 の適正 処理に 向けた 効率化）	A B 量	安定枠の廃止		容リ法内でのプラスチック資源循環、 動静脈企業連携で取組
		A （最低限の） 質	総合的評価方式活用の見直し	総合評価項目の見直し	
		C 価格	厳格な上限価格の見直し		
2. 分別基準適合物及 び分別収集物のリサイク ル率に係るご意見	動静脈で の目標の 共通化 （動静脈 での連携 強化）	D リサイクル率 の向上	—	材料・ケミカルのジョイントの 枠組み創設	
		D E 需要と供給の マッチング			
		E ユーザー ニーズに応じた 質の担保		特定高品質再生材供給推進枠	
3. 再商品化製品の利 用用途に係るご意見					

※第2回検討会資料3より、一部修正

(参考) 容り法に基づく入札の仕組み

- 市町村の指定保管施設ごとに、登録リサイクル事業者が希望する施設に対して入札を行い、最も安い札が落札する。
- 市町村の申込量（収集計画量）を「**材料リサイクル優先枠**」と「**一般枠**」で**50%ずつに分け**、材料リサイクル事業者のうち、一定の品質基準を満たした事業者は優先枠で入札が可能。優先枠の札から先に開札してマッチングを行う。
- 優先枠と一般枠の競争倍率を平準化するため、**優先枠での落札可能量を各社の全落札可能量の70%とし、残りの30%は一般枠**で入札が可能。
- 上限価格については、今般の制度見直しにより、現下の物価上昇等の状況を見込んだ**適正な上限価格を設定**することとしたところ。



＜R8年度入札の優先枠・一般枠の倍率＞

(事業者数)	入札枠	入札対象量 (トン)	落札可能量 (トン)		倍率	
MR優先 事業者(28)	優先枠	320,127	413,540		1.29	
	一般枠	320,127	277,240	457,400	1.43	
	MR一般 事業者(6)		一般枠			98,410
	CR一般 事業者(4)		一般枠			181,750
総合計		640,254	870,940		1.36	

入札結果の概要（処理能力の逼迫度）

- 2025年度までケミカルリサイクルの落札量が減少傾向にあったが、**2026年度は微増**。
- 今般の見直しにより、再商品化事業者は設備能力の9割まで落札可能量を保有することとしたところであるが、**実際の処理可能量**（入札前に再商品化事業者からの減量申請に基づいて算出）は、**前年同等で、むしろ微減**。
- **処理可能量と市区町村申込量の差分（逼迫度）**については、**改善が見られなかった**。

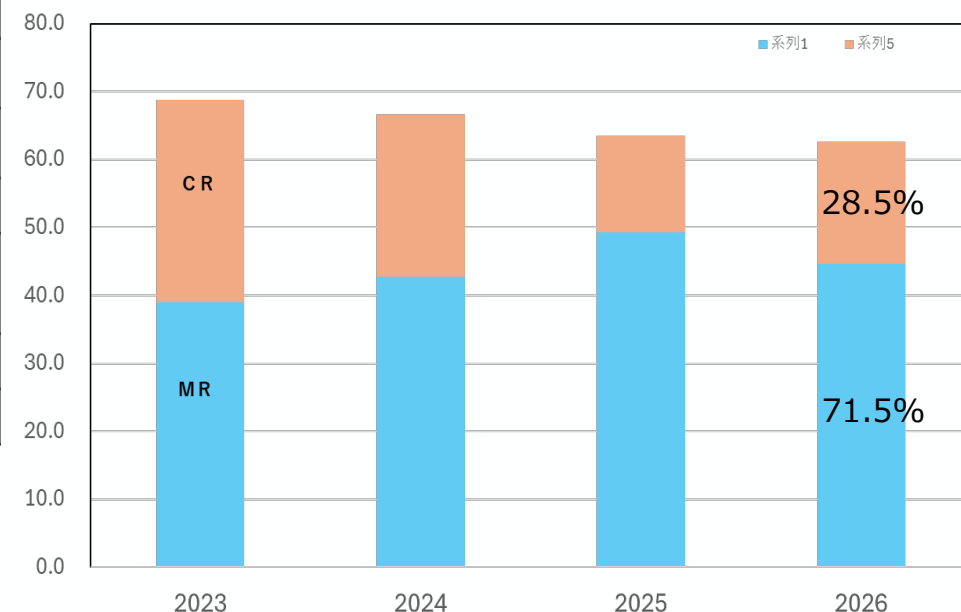
●手法毎の落札単価・数量

	加重平均落札単価（円／トン）			落札数量（トン）		
	R8年度	R7年度	前年増減	R8年度	R7年度	前年増減
材料リサイクル	73,280	67,779	5,501	447,064	492,720	-45,656
高炉還元剤化	58,360	54,779	3,581	17,737	15,903	1,834
コークス炉化学原料化	64,558	62,943	1,615	108,721	76,318	32,403
ガス化	60,158	58,205	1,953	51,530	50,803	727
合計	70,253	66,105	4,148	625,345	636,049	-10,704

●処理可能量と市区町村申込量

（千トン）	R7年度	R8年度
①処理可能量	688	667
②市区町村の申込量	660	644
差分（①－②）	28 (4.1%)	23 (3.5%)

容リプラ MRとCRの落札量（万トン）



初回入札と指名入札による落札結果

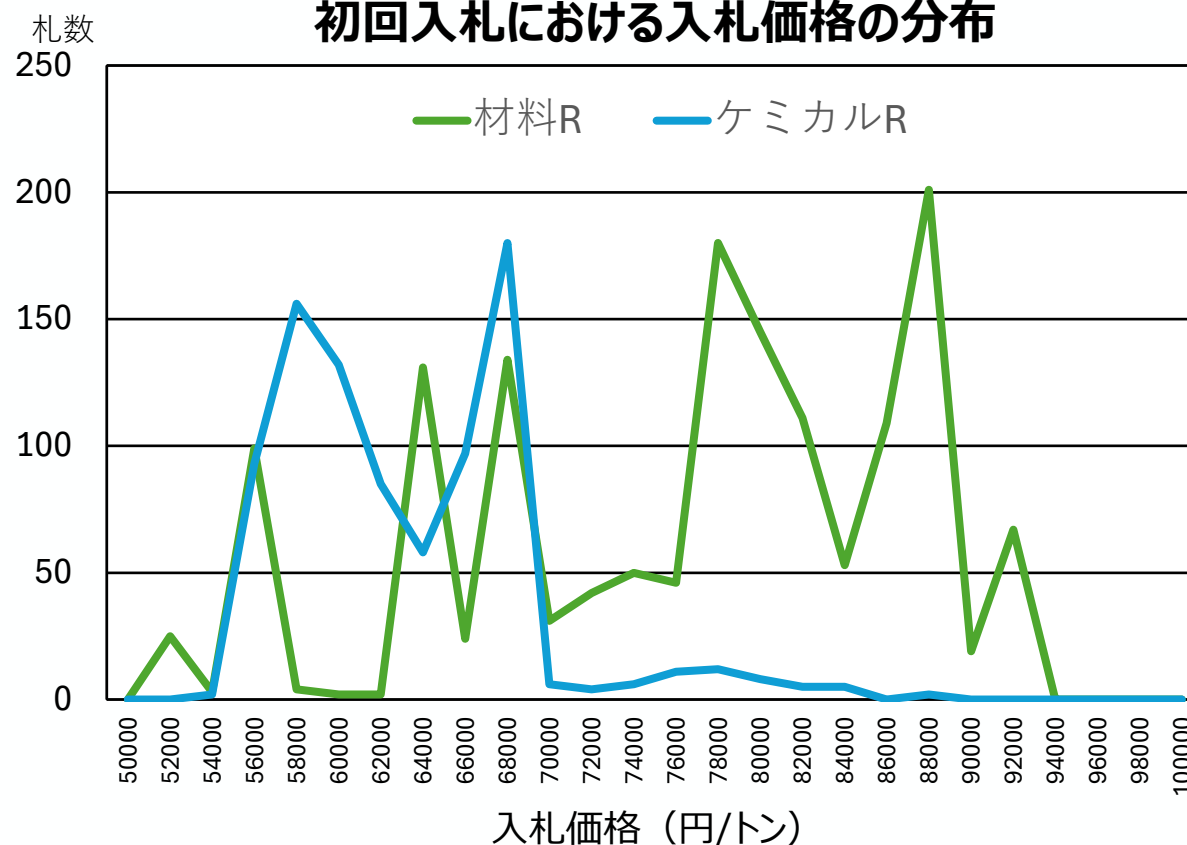
- 初回入札では、上限価格をオーバーした札が多く、**27.1万トンが不落**となる事態が発生。
- その後、**3回の再入札を実施**して、全ての保管施設が落札された。
- 初回入札における**入札価格の分布**を見ると、特に**材料リサイクルについては事業者ごとに幅**がある。

●入札回ごとの落札量

(千トン)

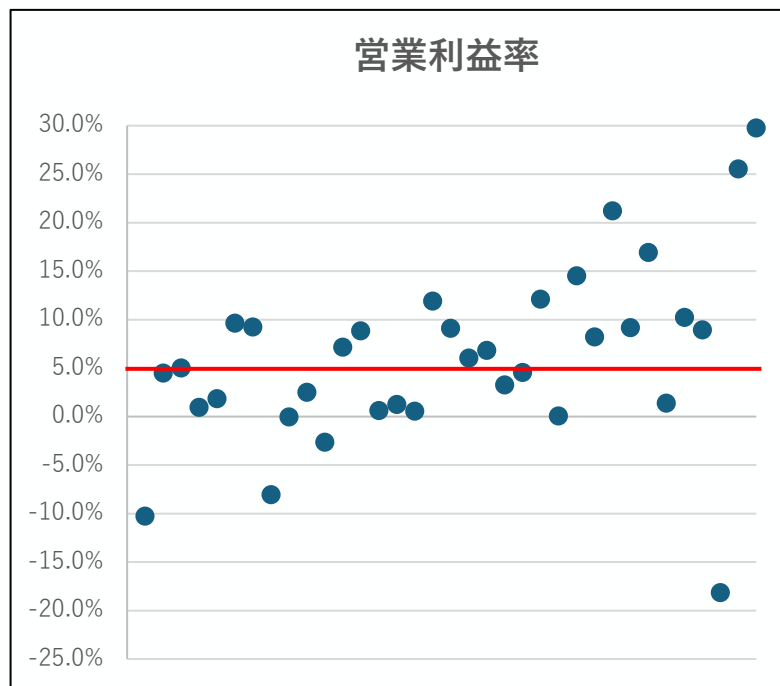
		R8年度
①全体落札量		644
②初回落札量		373
	材料リサイクル優先枠	(うち179)
	一般枠	(うち193)
③指名入札落札量（3回計）		271

初回入札における入札価格の分布

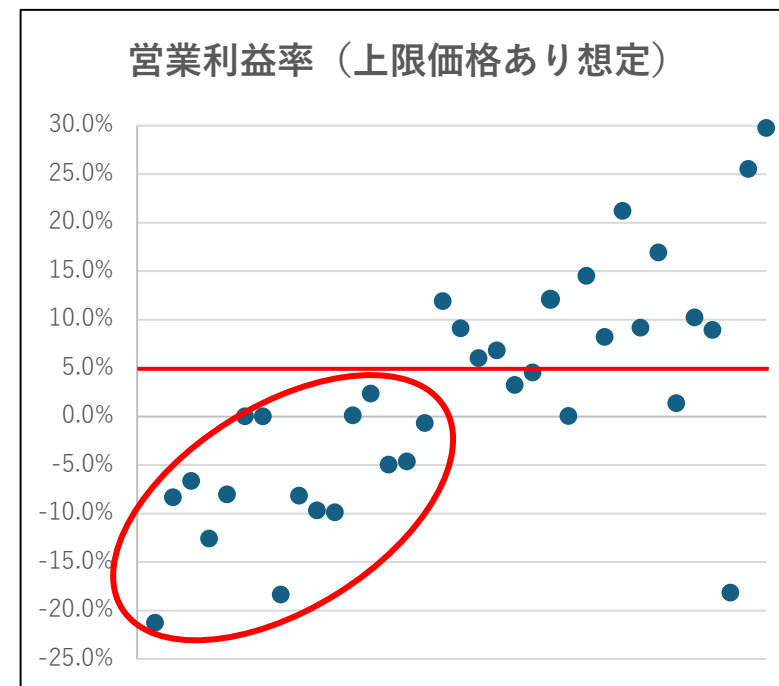
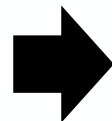


材料リサイクル事業者への事業状況調査の結果

- 入札価格が上昇傾向にある中、特に材料リサイクル事業者については、事業者間で入札価格に大きな幅があり、10社以上が上限価格を上回る事態が生じたことから、適切な上限価格の設定や今後の入札制度の見直しの際の参考とすべく、各社の再商品化事業の収支や高品質化に向けた取組状況について調査を行った（調査期間：令和8年5月11～29日。回答数：34社（容リ協に登録する全ての材料リサイクル事業者））。
- 特に入札価格が高い層の事業者が、一般的な製造業の営業利益率（5%）を下回る事業者が多く、今般の入札並みの上限価格が適用された場合、その差分が営業利益から差し引かれるため、上限オーバーとなる事業者は全て営業利益が5%未満、太宗は0%未満となる。
- 現状の入札環境のままでは、新たに設備投資をして高品質化を目指すことはもとより、既存事業者の稼働率アップや、新規事業者の参入が生まれにくいため、現在のリサイクル事業者の処理能力が逼迫する状況に改善は見込まれない。



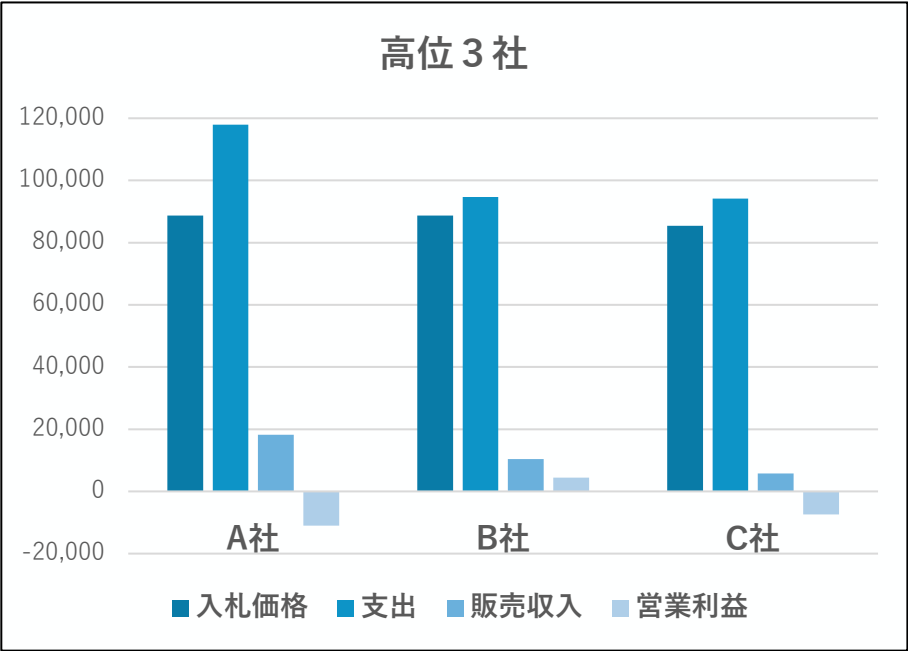
赤線：TKC経営指標における製造業の黒字企業平均の営業利益率4.9%



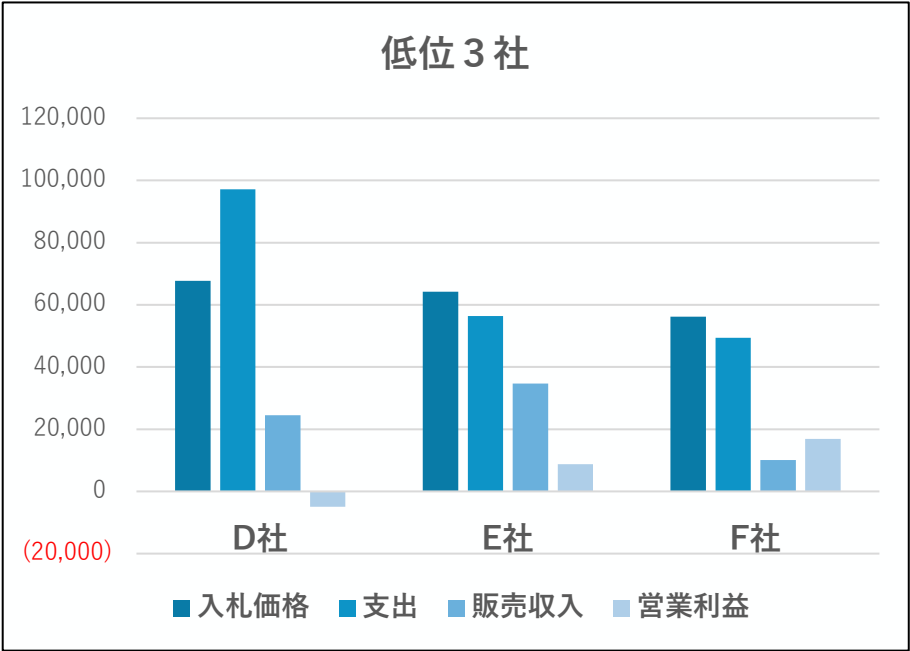
※R8年度入札の上限価格を適用した場合、上限オーバーした入札価格との差分を営業利益から差し引いたケース

材料リサイクル事業者の入札価格高位・低位 3 社の比較

- 自動車産業を始めとする製品メーカーの再生材へのニーズの高まりもあり、入札価格が高めの事業者の多くは、処理能力の拡大や高品質化を狙って選別機や洗浄機など様々な設備投資を行っている。
- また、実際に自動車関連企業等とのペレットの分析・協議、PETリサイクラーやケミカル事業者と連携した高度利用の検討・実施を行う事業者も出始めている。
- 再生プラ市場が成熟していないため、現段階では、コストをかけて高品質なものを作っても必ずしも高く売れる市場環境がない。



主要設備数		取組状況
A社	17	・自動車関連企業とペレットの分析や協議を実施
B社	80	・他事業者と連携し、PETやPSを回収・高品質化
C社	20	・残渣を油化して石油精製に混ぜる検討を実施 ・ラミネートのアルミ除去や脱墨装置の導入を検討



主要設備数		取組状況
D社	9	
E社	9	・選別設備の更新・増設
F社	7	・高品質化に向けた情報収集に努めている

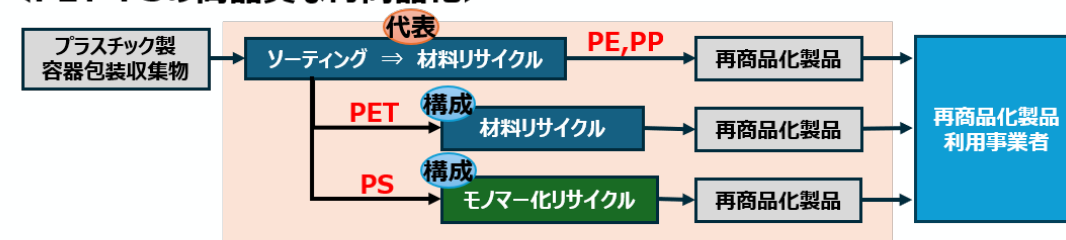
材料・ケミカルリサイクル事業者のジョイントグループ登録

■ ジョイントグループ登録の基本的考え方

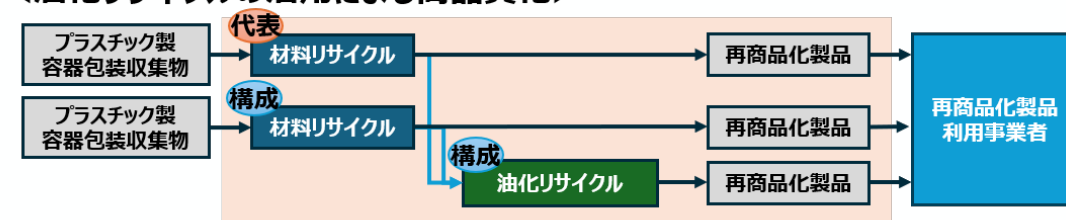
- 材料リサイクルとケミカルリサイクルの特徴を最大限活かし、**収率の向上（残渣率の低減）**、**再商品化製品利用範囲の拡大**、また、**新規のリサイクル事業者の参入を容易とするため**、R9年度以降でできる限り早い時期に**材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイントグループの運用を可能とする**。
- 入札は、【材料リサイクルとケミカルリサイクルのジョイント】として参加。
- 運用開始時期は、**R9年度は1対1の運用、R10年度以降は3事業者以上の運用を可能とする**。

複数事業者によるジョイントグループ登録の例

<PET・PSの高品質な再商品化>



<油化リサイクルの活用による高品質化>



<材料リサイクルの高品質化+ケミカルリサイクルによる高収率化>



特定高品質再生材供給推進枠の創設について

- 水平リサイクルに使用できるような高品質再生材を製造するためには、コストがかかり、再生材料への価格転嫁が進まなければ、現行制度設計の既存枠内では費用の観点で落札ができず、高品質再生材を製造し続けることができない。
- その状況を打破するために、**高品質な再生材の製造能力（供給能力）強化につながる「特定高品質再生材供給推進枠」を容器包装リサイクル制度に創設**すべく、昨年9月よりプラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会をこれまでに計5回開催。
- 今般、8月31日に行われた**第5回検討会において、大枠部分の方向性についてご了承いただいたところ、現在、令和10年度入札からの制度開始に向け運用詳細について検討中。**

スケジュール

2026年	
8月31日	プラスチック製容器包装及び分別収集物の再商品化入札制度に係る検討会（第5回）（済）
9-12月	9～12月 詳細検討
2027年	
1-2月頃	検討会（第6回）運用詳細に関する暫定内容の公開
3月頃	運用詳細の公表
7月頃	令和10年度向け入札に係る特定高品質再生材供給推進枠への申請開始
10-11月頃	特定高品質再生材供給推進枠評価委員会にて特定高品質再生材供給推進枠に参入できる再商品化事業者を選定の上、公表
12-翌1月頃	入札
2028年	
2-3月頃	落札結果通知および契約締結
4月	事業開始

特定高品質再生材供給推進枠の制度概要について

- 特定高品質再生材供給推進枠とは、再商品化事業者を入札の対象者として、最終製品製造事業者（特定事業者等）がプラスチック製容器包装等に利用するための高品質な再生材を供給することを条件に、従来の材料リサイクル優先枠及び一般枠とは別の枠として入札・開札を行うことで、高品質な再生材の製造能力（供給能力）強化につなげる制度。

制度設計

令和10年度～令和14年度：

- 対象事業者：**
 - ・特定事業者と連携して入札する再商品化事業者
 - ・資源有効利用促進法に基づく再生材利用計画の提出義務がかかっている事業者と連携して入札する再商品化事業者
- 特定高品質再生材：**プラスチック製容器包装（特定事業者が製造・利用する容器包装）及び指定脱炭素化再生資源利用促進製品に利用できる品質を持った再生材。
 - ※ 制度開始から一定の移行期間に限り、初期需要創出のため特定高品質再生材の供給に係る追加負担分を補填する（追加負担分の対象は継続検討）。
 - ※ 対象事業者については、材料リサイクル、ケミカルリサイクルともに対象。

令和15年度以降：

- 対象事業者：**特定事業者と連携して入札する再商品化事業者
- 特定高品質再生材：**プラスチック製容器包装（特定事業者が製造・利用する容器包装）に利用できる品質を持った再生材。
 - ※ 制度内完結（特定事業者の委託金の調整等）

入札概要

- 特定高品質再生材供給推進枠に参入できる再商品化事業者：**「特定高品質再生材供給推進枠評価方式※」にて選定する。
 - ※ 容リ協会にて「特定高品質再生材供給推進枠評価方式委員会」を実施し、再商品化事業者を選定。
- 提出書類：**高度な利用につながる再商品化製品製造の複数年計画等※を提出頂き、それを元に上記方式にて評価。
 - ※ 計画時点での再生材の最終製品利用への担保として、再生材使用に向けたサプライチェーンや最終製品製造事業者の利用意思確認書類を提出いただく予定。
 - ※ また、供給力の見通し確認及び今後の供給拡大に向けた意思確認として、再生材の製造や販売の実績・計画を提出いただく予定。
 - ※ 選定された事業者は、上記計画分のみ特定高品質再生材供給推進枠に入札可能。

開札順

① 特定高品質再生材供給推進枠 → ② 材料リサイクル優先枠 → ③ 一般枠の順

入札枠

- 令和10年度（1年目） 3万t
 - 令和11年度（2年目） 5万t
 - 令和12年度（3年目） 10万t
 - 令和13年度（4年目） 10万t
 - 令和14年度（5年目） 10万t
- ※ 特定高品質再生材供給推進枠に参加する再商品化事業者は基本は毎年度入札を行う。ただし、特定高品質再生材供給推進枠にて前年度落札した対象保管施設に対して、同量（又は当該指定保管施設の全量）×同額にて入札を行った場合、自動的に落札できる優先権を最長5年間取得できる運用を検討

措置対応

- 特定高品質再生材供給推進枠評価委員会にて、措置を検討。

油化に係る再生処理ガイドラインの改定及びモノマー化の考え方

- 廃プラスチックの油化については、化学原料（ナフサ代替等）として利用し、再生プラスチック製造に活用することが可能な技術として重要である。一方で、日本容器包装リサイクル協会の「再生処理ガイドライン」における油化の収率は、燃料用途を想定した収率基準となっていることから、**プラスチックへの使用を想定した油化を適切に評価できる仕組みとなっていない**。そこで、検討会において、告示上の位置付け及び収率基準の整理を行った。
- 「分別基準適合物の再商品化に関する計画（告示）」では、油化により得られる炭化水素油は「原材料又は燃料として利用される」とあり、**プラスチックへの使用を想定した油化**については、同告示の**原材料として利用される炭化水素油を得ることと整理**。その上で、「再生処理ガイドライン」において、**原材料用途を想定した収率基準を新設**する。
- また、「モノマー化」についても、再びプラスチックを製造することが可能な技術として重要である。**PSモノマー**は化学的に炭化水素に該当し、液体であるため、**油化同様に告示における原材料として利用される炭化水素油を得ることと整理**。ただし、モノマー化（PS）については、原材料を設備に投入する際に高度な選別を行い、高純度のPSを投入する必要があるため、**収率基準を別に設けることは、ほかの手法との整合性をとる観点で難しく、油化と同じ区分で整理し、基本的には複数の再商品化事業者がグループを組み入札を行うジョイントグループにおける構成事業者としての位置づけを想定**。



(参考) 油化に係る再生処理ガイドラインの見直し内容

現行		改定案	
告示	六 3 再商品化の具体的方策に関する事項 プラスチック製容器包装に係る分別基準適合物は、次により再商品化がされる。 (6) 炭化水素油を得るための施設において、異物の除去、破碎、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、 炭化水素油を得ることにより再商品化がされる。当該炭化水素油は、化学工業等において原材料又は燃料として利用される。	変更なし	
	※ 炭化水素油の収率 $= \frac{\text{炭化水素油の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{市町村からの引取量}} \times 100$ $\geq 45\% \text{ (重量ベース)}$	燃料用途	変更なし
ガイドライン		新設 原材料用途	$\text{炭化水素油の収率} = \frac{\text{炭化水素油の製造量} - \text{他材料寄与分}}{\text{市町村からの引取量}} \times 100$ $\geq 100\% \text{ (重量ベース)}$

※ (公財) 日本容器包装リサイクル協会 プラスチック製容器包装及び分別収集物 再生処理ガイドライン に記載